

新発田地域広域事務組合条例第3号

新発田地域広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新発田地域広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第2項中「別表第3のとおりとする」を「新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和57年新発田市条例第8号）の例による」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。